

## 0 韓国の民間雇用サービス事業

- |  |   |                                    |
|--|---|------------------------------------|
| 1 職業紹介事業<br>2 職業情報提供事業<br>3 労働者の募集<br>4 労働者供給事業<br>5 労働者派遣事業 | } | 「職業安定法」(以下「法」という。)                 |
|  | } | 「派遣労働者の保護等に関する法律」<br>(以下「派遣法」という。) |

## 1 職業紹介事業

### (1) 「職業紹介」とは

- ・ 求人若しくは求職の申請を受け、求職者若しくは求人者を探索し、又は求職者を募集して、求人者と求職者の間に雇用契約が成立するように斡旋すること (法第2条の2第2号)

※ 2009年法改正：「職業紹介」概念の拡大

### (2) 無料職業紹介事業

- ・ 手数料、会費又はその他のいかなる金品も受けることなく行われる職業紹介事業 (法第2条の2第4号)

#### 1) 申告制

国内 主たる事業所の所在地を管轄する特別自治道知事、市長、郡守又は区庁長に申告 (法第18条第1項)

国外 雇用労働部長官に申告 (法第18条第1項)

※ 1999年法改正：許可制から申告制へ、許可更新制度の廃止

#### 2) 申告できる者

- ・ その設立目的及び事業内容が無料職業紹介事業に適し、当該無料職業紹介事業の維持、運営に必要な組織及び資産を有する非営利法人又は公益団体 (法第18条第2項、職業安定法施行令 (以下「令」という。) 第14条第1項)

#### 3) 例外

- ・ ただし、次の①～④のうちいずれか一に該当する場合には申告することなく無料職業紹介事業を行うことができる。(法第18条第4項)

① 韓国産業人材公団が行う職業紹介

- ② 韓国障害者雇用公団が障害者を対象にして行う職業紹介
- ③ 各級学校又は公共職業訓練施設の長が在學生、卒業生又は訓練生、修了生を対象にして行う職業紹介
- ④ 勤労福祉公団が業務上災害を被った労働者を対象にして行う職業紹介

(3) 有料職業紹介事業

- ・ 無料職業紹介事業でない職業紹介事業（法第 2 条の 2 第 5 号）

1) 登録制

国内 主たる事業所の所在地を管轄する特別自治道知事、市長、郡守又は区庁長に登録（法第 19 条第 1 項）

国外 雇用労働部長官に登録（法第 19 条第 1 項）

※ 1999 年法改正：許可制から登録制へ、許可更新制度の廃止

2) 登録できる者

(a) 次の①～⑧のうちいずれか一に該当する者（法第 19 条第 5 項、令第 21 条第 1 項）

- ① 職業相談士
- ② 職業紹介事業の事業所等において職業紹介にかかわる相談業務に 2 年以上従事した者
- ③ 公認労務士
- ④ 組合員が 100 人以上の労働組合において労働組合業務の専任者として 2 年以上勤務した者
- ⑤ 常時 300 人以上の労働者を雇用する事業又は事業場において労務管理業務の専任者として 2 年以上勤務した者
- ⑥ 国家公務員又は地方公務員として 2 年以上勤務した者
- ⑦ 教師として 2 年以上勤務した者
- ⑧ 社会福祉士

(b) 法人の場合には、次の (i) 又は (ii) に該当する者（法第 19 条第 5 項、令第 21 条第 1 項但書）

(i) 職業紹介事業を目的として設立した「商法」上の会社として、資本金が 5 千万ウォン（2 以上の事業所を置く場合には事業所 1 か所当たり 2 千万ウォンを加算した金額）以上であり、役員 2 人以上が上記①～⑧のうちいずれか一に該当する者

(ii) 「勤労者職業能力開発法」による職業能力開発訓練法人であり、役員 2 人以上が上記①～⑧のうちいずれか一に該当する者

(c) 有料職業紹介事業を行う者は、

- ・ 専用面積 20 m<sup>2</sup>以上の事務室を有すること（令第 21 条第 5 項、職業安定

法施行規則（以下「規則」という。）18条）

- ・ 事業所別に職業相談員を1人以上雇用すること。ただし、有料職業紹介事業を行う者が職業相談員の資格を有して特定の事業所において常時勤務する場合には当該事業所に職業相談員を雇用しないことができる。（法第22条第2項）

※ 2009年法改正：職業相談員雇用義務の緩和

- ・ 保証保険若しくは共済に加入し、又は預置金（国内：事業所別に1千万ウォン、国外：1億ウォン）を金融機関に預置すること（法第34条の2第2項、令第34条の2第1項）

3) 紹介の対象となる職業（無料職業紹介事業にも共通）

- ・ 原則として制限なし
- ・ ただし、求職者保護の観点から、「勤労基準法」上18歳未満の者の使用が禁止されている職種の業者に18歳未満の求職者を紹介すること、また、「青少年保護法」上の青少年有害業者に青少年の求職者を紹介することは禁止（法第21条の3第2項、第3項）

4) 徴収できる手数料

(a) 原則

- ・ 有料職業紹介事業を行う者は、雇用労働部長官が決定、告示した料金以外の金品を受けてはならない。（法第19条第3項）

**国内** ① 紹介料金（「国内有料職業紹介料金等の告示」（雇用労働部告示第2014-77号）（以下「国内告示」という。）第1号、第2号）

- ・ 求人者と求職者との間に労働契約が締結された後に紹介料金を求人者又は求職者から徴収可能
- ・ ただし、求職者から徴収する紹介料金は事前に求職者との間で締結した書面契約によること
- ・ 紹介料金の総額は、求人者から徴収する料金と求職者から徴収する料金を合わせて求人者から徴収できる限度額の範囲内であること

**求人者から徴収する紹介料金**

- ・ 雇用期間が3か月未満である場合：雇用期間中に支給することにした賃金の100分の20以下（建設日雇の場合には100分の10以下）
- ・ 雇用期間が3か月以上である場合：3か月間に支給することにした賃金の100分の20以下（建設日雇の場合には100分の10以下）

**求職者から徴収する紹介料金**

- ・ 雇用期間が 3 か月未満である場合：雇用期間中に支給することにした賃金の 100 分の 4 以下
- ・ 雇用期間が 3 か月以上である場合：3 か月間に支給することにした賃金の 100 分の 4 以下

② 会費（国内告示第 3 号）

- ・ 家政婦、看病人等日雇労働者を会員制で紹介運営する場合には紹介料に代わって求人者及び求職者から各々月 3 万 5 千ウォンの範囲内で会費を徴収可能
- ・ この場合、会員として加入した日雇労働者から月会費のほかに紹介料金を徴収することはできない。

**国外**

- ・ 徴収できるのは、

① 紹介料金

3 か月間の賃金（米ドルを基準）の 100 分の 33 の範囲内で徴収可能（「国外有料職業紹介料金の告示」（雇用労働部告示第 2013-4 号）（以下「国外告示」という。）第 1 号）

② 実費

国外就業希望者の要請により出国手続等付加サービスを代行する場合にはその付加サービスに相応する実費を徴収可能（国外告示第 2 号）

- ・ ①及び②は、出国手続が完了し、客観的に就業が確定したと見ることができるとき以降、求人要請書又は求人協約が定めるところにより、求人者と求職者の一方又は双方から徴収可能（国外告示第 3 号、第 4 号）
- ・ 徴収総額は、①及び②各々の限度額の合計を超えないこと（国外告示第 3 号）

(b) 例外

- ・ ただし、雇用労働部令が定める高級、専門人材を紹介する場合には当事者間に定めた料金を求人者から徴収することができる。（法第 19 条第 3 項但書）
- ・ 「雇用労働部令が定める高級、専門人材」とは、韓国標準職業分類小分類のうち高級管理者及び専門家職種（35 職種）に該当する者として、支給される年間賃金額が「雇用形態別勤労実態調査」の韓国標準職業分類大分類 2 の職業に従事する者の勤労所得上位 100 分の 25（5,600 万ウォン：雇用労働部公告第 2015-154 号）に該当する者（規則第 18 条の 2 第 1 項）

※ 2009 年法改正：求人者から徴収できる紹介料金の制限を緩和

## 2 職業情報提供事業

### (1) 「職業情報提供事業」とは

- ・ 新聞、雑誌、その他の刊行物又は有線、無線放送やコンピューター通信等により求人、求職情報等職業情報を提供する事業（法第 2 条の 2 第 8 号）

### (2) 申告制

- ・ 職業情報提供事業を行おうとする者は雇用労働部長官に申告すること（法第 23 条第 1 項）
- ・ 無料及び有料職業紹介事業を行う者は申告することなく職業情報提供事業を行うことが可能（法第 23 条第 1 項括弧書き）

※ 1995 年法改正：登録制から申告制へ、職業情報提供事業と職業紹介事業の兼業禁止を廃止、2007 年法改正：明文化

## 3 労働者募集

### (1) 「募集」とは

- ・ 労働者を雇用しようとする者が就業しようとする者に被雇用人になるように勧誘し、又は他人をして勧誘させること（法第 2 条の 2 第 6 号）

### (2) 原則として自由

- ・ 労働者を雇用しようとする者は、広告、文書又は情報通信網等多様な媒体を活用して自由に労働者を募集することが可能（法第 28 条）
- ・ 健全な募集秩序を確立するために必要と認められる場合には雇用労働部長官による労働者募集方法等に関する改善勧告（法第 31 条第 1 項）

### (3) 事後申告制（国外）

- ・ 国外に就業する労働者を募集した場合には雇用労働部長官に申告すること（法第 30 条第 1 項）

### (4) 金品等の受領禁止

- ・ 労働者を募集しようとする者及びその募集業務に従事する者は、いかなる名目でも応募者からその募集と関連して金品を受け、又はその他の利益を得ないこと（法第 32 条）
- ・ ただし、有料職業紹介事業を行う者が求人者の依頼を受けて求人者が提示した条件に合う者を募集して職業紹介した場合には応募者から受領可能（法第 32 条但書）

※ 2009 年法改正：「職業紹介」の概念を拡大させるとともに、募集応募者から金品等の受領を可能に

#### 4 労働者供給事業

##### (1) 「労働者供給事業」とは

- ・ 供給契約に基づき労働者を他人に使用させる事業。ただし、派遣法上の労働者派遣事業は除く。(法第 2 条の 2 第 7 号)

##### (2) 許可制

- ・ 何人も、雇用労働部長官の許可を受けることなく労働者供給事業を行うことはできない。(法第 33 条第 1 項)

##### (3) 許可を受けることができる者

**国内** ・ 「労働組合及び労働関係調整法」による労働組合 (法第 33 条第 3 項第 1 号)

**国外** ・ 国内で製造業、建設業、用役業、その他のサービス業を行っている者。ただし、芸能人を対象とする国外労働者供給事業の許可を受けることができる者は「民法」上の非営利法人 (法第 33 条第 3 項第 2 号)

- ・ 国外労働者供給事業を行おうとする者は、①1 億ウォン以上の資本金、②国内に所在する 2 人以上が相談できる独立したスペースを有する事務室、を備えること (法第 33 条第 5 項、令第 33 条第 3 項)

##### (4) 許可の有効期間

- ・ 新規：3 年、延長：3 年 (法第 33 条第 2 項)

#### 5 労働者派遣事業

##### (1) 「労働者派遣」とは

- ・ 派遣事業主が労働者を雇用した後その雇用関係を維持しながら労働者派遣契約の内容に基づき使用事業主の指揮、命令を受けて使用事業主のための労働に従事させること (派遣法第 2 条第 2 号)

##### (2) 許可制

- ・ 労働者派遣事業を行おうとする者は雇用労働部長官の許可を受けること (派遣法第 7 条第 1 項)

##### (3) 許可基準

1) 当該労働者派遣事業を適正に遂行できる資産及び施設等を備えていること (派遣法第 9 条第 1 項第 1 号、派遣法施行令 (以下「施行令」という。) 第 3 条)

(a) 常時 5 人以上の労働者 (派遣労働者を除く。) を使用する事業又は事業場として、雇用保険、国民年金、産業災害補償保険及び国民健康保険に加入していること

(b) 1 億ウォン以上の資本金 (個人の場合には資産評価額) を有すること

(c) 専用面積 20 m<sup>2</sup>以上の事務室を有すること

2) 当該労働者派遣事業が特定の少数の使用事業主を対象として労働者派遣を行う

ものでないこと（派遣法第9条第1項第2号）

(4) 許可の有効期間

- ・ 新規：3年、更新：3年（派遣法第10条1項、3項）

(5) 派遣の対象となる業務

1) 原則

- ・ 製造業の直接生産工程業務を除き、専門知識、技術、経験又は業務の性質等を考慮して適していると判断される業務として大統領令が定める業務（32業務）（派遣法第5条第1項、施行令第2条第1項）

2) 例外

- ・ 出産、疾病、負傷等によって欠員が生じた場合又は一時的、間歇的に人材を確保しなければならない必要がある場合には製造業の直接生産工程業務又は大統領令で定めていない業務も許容（派遣法第5条第2項）

3) 絶対禁止業務（派遣法第5条第3項、施行令第2条第2項）

- ① 建設工事現場で行われる業務
- ② 荷役業務として労働者供給事業の許可を受けた地域の業務
- ③ 船員の業務
- ④ 有害又は危険な業務
- ⑤ 粉じん作業業務
- ⑥ 健康管理手帳の交付対象業務
- ⑦ 医療人及び看護助務士の業務
- ⑧ 医療技士の業務
- ⑨ 旅客自動車運送事業の運転業務
- ⑩ 貨物自動車運送事業の運転業務

(6) 派遣期間

1) 派遣対象業務に派遣する場合

- ・ 派遣期間は原則として1年を超えないこと（派遣法第6条第1項）
- ・ 派遣事業主、使用事業主、派遣労働者との間に合意がある場合には延長可能。  
この場合、延長した期間を含めた総派遣期間は2年を超えないこと（派遣法第6条第2項）
- ・ ただし、55歳以上の労働者は2年を超えて延長可能（派遣法第6条第3項）

2) 欠員代替等の理由で派遣する場合

- ・ 出産、疾病、負傷等その事由が客観的に明白な場合にはその事由の解消に必要な期間（派遣法第6条第4項第1号）
- ・ 一時的、間歇的に人材を確保する必要がある場合には3か月以内の期間。ただし、その事由が解消されず、派遣事業主、使用事業主、派遣労働者との間に合意がある場合には1回に限り、3か月の範囲内で延長可能（派遣法第6条

第4項第2号)

6 民間雇用サービス事業の現状

(1) 量的成長

【表-1】 民間雇用サービス機関の数 (単位：箇所)

		2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
全体		4,903	5,782	7,142	7,217	7,868	7,168	7,317	7,835	7,268	8,372	9,621	10,733	13,472
職業紹介事業	国内無料	210	346	403	403	402	419	409	514	546	665	617	781	1,106
	国内有料	3,168	3,969	5,169	5,322	6,096	6,379	6,503	6,848	6,241	7,115	8,247	8,929	9,188
	国外無料	-	-	-	-	-	2	5	3	3	11	14	14	13
	国外有料	25	24	22	20	27	49	57	71	80	88	107	128	140
職業情報提供事業		104	146	264	288	251	276	300	356	356	451	591	839	896
労働者供給事業	国内	36	37	38	38	39	40	40	40	40	41	44	41	41
	国外	3	3	3	3	3	3	3	3	2	1	1	1	1
労働者派遣事業		1,357	1,257	1,243	1,143	1,050	1,153	1,076	1,208	1,326	1,419	1,595	1,813	2,087

※出所： 雇用労働部内部資料、ジャンシンチョル『民間雇用サービスの先進化のための課題』(韓国労働研究院、2013年) 15頁から再引用

(2) 質的成長に向けて

1) 民間雇用サービス機関の零細性

【表-2】 民間職業紹介機関の規模 (単位：箇所、%)

年	1人		2人		3人		4人		5~10人		11人以上		総計	
	事業者数	割合	事業者数	割合	事業者数	割合	事業者数	割合	事業者数	割合	事業者数	割合	事業者数	割合
1999	43	39.09	27	24.55	14	12.73	8	7.27	11	10.00	7	6.36	110	1.65
2000	95	40.08	49	20.68	33	13.92	16	6.75	9	3.80	35	14.77	237	3.55
2001	101	40.24	61	24.30	36	14.34	18	7.17	13	5.18	22	8.76	251	3.76
2002	176	41.71	145	34.36	38	9.00	17	4.03	13	3.08	33	7.82	422	6.32
2003	252	42.07	166	27.71	41	6.84	30	5.01	22	3.67	88	14.69	599	8.96
2004	277	42.23	210	32.01	92	14.02	24	3.66	27	4.12	26	3.96	656	9.82
2005	417	44.65	308	32.98	94	10.06	31	3.32	36	3.85	48	5.14	934	13.98
2006	568	41.83	496	36.52	165	12.15	49	3.61	40	2.95	40	2.95	1,358	20.32
2007	821	44.89	613	33.52	183	10.01	73	3.99	76	4.16	63	3.44	1,829	27.37
2008	1,493	45.44	1,058	32.20	373	11.35	164	4.99	164	4.99	34	1.03	3,286	33.94

※出所： ベクグァンホ・バクサンヒョン『民間職業紹介機関の実態分析』(韓国雇用情報院、2008年) 34頁

## 2) 偏った紹介職種

【表-3】 国内有料職業紹介機関の紹介職種

全体	日雇 (70%)			常用職	ヘッドハンティング	ネイティブ スピーカー講師	モデル	複合 (建設+ 家政婦+常用)
	建設 人材	家政婦	看病人 ベビーシッター					
8,910 (箇所)	4,840	1,130	270	750	450	280	120	1,070
100 (%)	54.3	12.7	3.0	8.4	5.1	3.1	1.4	12.0

※出所： ジャンシンチョル『民間雇用サービスの先進化のための課題』（韓国労働研究院、2013年）22頁

## 3) 制度改善

### (a) 2007年法改正：規制対象から協力パートナーへ

- ① 政府と民間雇用サービス機関が共同して事業を推進し、又は政府の事業を民間雇用サービス機関に委託できる根拠規定を新設(法第3条第2項)
  - 民間雇用サービス機関を利用することにより政府の雇用サービスを向上させるとともに、民間雇用サービス市場の活力を増進
- ② 雇用サービス優秀機関認証制度を導入(法第4条の5)
  - 質の高い雇用サービスを提供する機関を雇用サービス優秀機関として認証し、政府の雇用サービス共同遂行事業に優先参加させる等インセンティブを付与

### (b) 2009年法改正：民間雇用サービス市場の育成

- ① 「職業紹介」概念の拡大
  - 多様な形態の新しい雇用サービスを法の規制対象に
  - 職業紹介機関等が総合雇用サービス提供機関へと発展できる法的土台作り
- ② 高級、専門人材の職業紹介に関し、求人者から徴収する紹介料金の制限を緩和
  - 質の高い雇用サービスを提供する雇用サービス機関の専門化・大型化
  - 雇用サービス提供機関の多様化、提供する雇用サービスの水準向上